

## 入札公告

南越清掃組合が発注する石油燃料（単価契約）について、制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年2月3日

南越清掃組合管理者 山田 賢一

- 1 契約担当課 南越前町上野第85号39番地 南越清掃組合 第1清掃課
- 2 入札に付する事項
  - (1) 品名及び年間納入予定数量  
灯油（し尿処理施設用）  
約102,000ℓ 内訳（前期：48,000ℓ 後期：54,000ℓ）  
注：納入予定数量は、見込量であり操業の状況によって変動する場合がある。
  - (2) 品名の特質等  
JIS1号
  - (3) 納入期間  
前期：令和5年 4月1日から令和5年 9月30日まで  
後期：令和5年10月1日から令和6年 3月31日まで
  - (4) 納入場所  
越前市北府一丁目3番20号 し尿処理施設地下タンク（10kℓ）
  - (5) 納入方法  
清掃組合が発注してから3日以内の指定日時に、指定された数量をローリー車等で納入すること（毎回約6,000リットル）。  
この場合において、事前に納入する物品の試験成績表を提出し、検査員の合格を得ること。  
但し、操業状況（長期連続する休日前等）により発注量が変動する場合がある。

### 3 制限付一般競争入札参加資格及びその申請手続き及び審査

(1) 入札参加資格は、下記のとおりとする。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ. 福井県並びに越前市、南越前町及び池田町において指名停止を受けている期間中でない者であること。但し、指名登録を行なっていない事業者にあつてはこの限りではない。
- ウ. 石油の備蓄の確保に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であつて、購入する灯油を十分に納入できる能力を有する者。
- エ. 本物品の納入に係る契約書及び価格改定条項を了解する者。
- オ. 越前市の事業者にあつては市内に主たる事業所を有することかつ武生石油協会会員であること（現在も継続中であることを要す）。南越前町及び池田町の事業者にあつては町内に主たる事業所を有すること。

(2) この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、期限内に次の書類を提出し審査を受けなければならない。

- ア. 競争入札参加資格申請書<様式第1号>
- イ. 石油販売業開始届書の写し
- ウ. 前号エに対する応諾書
- エ. 前号オを証する書類は現在事項全部証明書及び所在地が分かる書類

(3) 申請書の配布

- ア. 期 間 令和5年2月3日（金）から同年2月17日（金）まで  
（土曜・日曜及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで
- イ. 場 所 南越前町上野第85号39番地 南越清掃組合 第1清掃課

(4) 申請書の受付

- ア. 申請書の提出期間 令和5年2月3日（金）から同年2月17日（金）  
午後5時まで（土曜・日曜及び祝日を除く）
- イ. 郵送による申請 認める。郵送については、令和5年2月17日（金）必  
着であること。
- ウ. 電送による申請 認めない。
- エ. 提出部数 1部

(5) 入札参加資格の確認

- ア. 入札参加資格確認通知書 令和5年2月27日付で通知する。

イ. 審査結果において確認できなかった者への説明 確認が受けられなかった者は、南越清掃組合に対し令和5年3月6日(月)の午後5時までに書面により説明を求めることができる。この場合において、南越清掃組合は、説明を求めた者に対し、同月13日(月)までに書面により回答する。

(6) その他

前期の入札参加資格申請をされた者は、営業を休止または廃止した場合等変更が生じた場合を除き、後期の申請は必要ないものとする。

また、前期の入札参加資格審査以降に新たに申請を希望する者は、随時申請の受付をするものとする。

4 契約書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明会を行わない。契約書等の内容に関する質問がある場合には、書面にて提出すること。

ア. 提出書類

質問書<様式第2号>

イ. 提出期限・時間

令和4年2月14日(火)

午前9時から午後5時まで(土曜・日曜及び祝日を除く)

ウ. 提出先

上記3に同じ

エ. 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめて記載し、持参又は電子メールによること。これ以外(電話、ファクシミリ、口頭等)による質問は受け付けない。

(2) 回答方法は、南越清掃組合は(1)の契約書等に対する質問の回答を電子メールで発送するほか、2月16日(木)までに、南越清掃組合ホームページにより閲覧に供する。

5 入札の執行

(1) 入札執行の場所及び日時

ア. 入札番号 1

**灯 油 (し尿処理施設用)**

前期：令和5年3月28日(火) 13時30分

後期：令和5年9月15日(金) 13時30分

エコクリーンセンター南越 2階大会議室(南越前町上野第85号39番地)

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア. 入札保証金 免除する。

イ. 契約保証金 免除する。

(3) 送付による入札の可否

認めない。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の取り扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるなしを問わず、消費税抜き価格相当額（1リットル当単価）とすること。また、使用通貨は円とするが、1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう）を用いることも差し支えない。なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）。

(5) 単価改定基準

入札単価は令和5年4月度（前期）及び令和年10月度（後期）の単価とする。以降の月次単価は、別記の契約単価改定基準に基づき算定するものとする。

(6) 無効入札

本入札に参加する資格の無い者、当該資格審査申請において虚偽の申請を行った者、入札心得に違反した者及び本公告に定める入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

なお、資格の確認を受けた者が申請書提出から入札までに第3項第1号の入札参加資格の条件を満たさなくなった者がした入札は無効とする。

(7) その他

ア. 初度の入札において、入札者が1人でも入札を執行する。

イ. この入札は、延期することがある。

ウ. この入札は、公表する。

エ. 入札心得は、別紙のとおりとする。

6 落札者の決定

第2項第1号に掲げる契約対象物件について、第4項第1号のとおりそれぞれの契約対象物件ごとにそれぞれの入札を実施し、最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

要す。

8 その他

- ア. この先行入札業務は、毎年4月1日から継続的に行われる業務であり、年度当初から必要となるもので、年度入ってからでは操業に支障をきたすため、年度内に実施するものである。なお、本件は新年度予算執行に係る準備行為であり、令和5年度当初予算が不成立の場合には、当該案件に入札を執行しないこととする。
- イ. この単価見積による契約については、令和5年度予算の議決承認内容に基づくものとし予算額の増減により仕様書の内容に変更が生じる場合においては、落札者との協議により契約内容を決定するものとする。
- ウ. この入札について不明な点があれば、南越清掃組合第1清掃課課に照会すること。

(第1清掃課 Tel 0778-47-2553 FAX 0778-47-3653)

別記

## 契約単価改定基準

南越清掃組合が購入する石油類（灯油）の各物品単価契約書第3条の規定に基づく単価改定は下記による。

したがって、納入した日が属する月の石油類購入単価は本改定基準により算定された額による。

### 記

- 1 単価改定は、契約月の翌月から契約満了月まで月毎に行う。
- 2 単価の改定に当っては下記A及びBの金額を算定の基礎とする。
  - A 納入月における一般財団法人日本エネルギー経済研究所（石油情報センター調べ）の石油製品卸価格調査で公表された福井地域卸価格（灯油）で消費税を含まない価格。（「以下基準卸売単価」という）
  - B 令和4年4月（前期）の基準卸売単価から入札金額を減じて得た価格とする。
- 3 上記2によって得た金額を下記式に当てはめ、算出された額を当該月の単価とする。  
<灯油改定単価>

$$A - B = \text{当該月の灯油契約単価（消費税抜）}$$

\*納入月における卸売単価は、納入月の翌月末発表による卸売単価

以上

## 別記

### 契約単価改定基準

南越清掃組合が購入する石油類（灯油）の各物品単価契約書第3条の規定に基づく単価改定は下記による。

したがって、納入した日が属する月の石油類購入単価は本改定基準により算定された額による。

#### 記

- 1 単価改定は、契約月の翌月から契約満了月まで月毎に行う。
- 2 単価の改定に当っては下記A及びBの金額を算定の基礎とする。
  - A 納入月における一般財団法人日本エネルギー経済研究所（石油情報センター調べ）の石油製品卸価格調査で公表された福井地域卸価格（灯油）で消費税を含まない価格。（「以下基準卸売単価」という）
  - B 令和5年10月（後期）の基準卸売単価から入札金額を減じて得た価格とする。
- 3 上記2によって得た金額を下記式に当てはめ、算出された額を当該月の単価とする。  
<灯油改定単価>

$$A - B = \text{当該月の灯油契約単価（消費税抜）}$$

\*納入月における卸売単価は、納入月の翌月末発表による卸売単価

\*令和5年3月分基準卸売単価については、同年2月分基準卸売単価を適用するものとする。

以上